

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名： 河北町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・地域公共交通活性化協議会（or 地域公共交通会議等）における、町内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（河北町）
 - ・河北町外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（河北町）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（河北町、事業者）
 - ・GTFS-JPの作成・提供（河北町）
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（河北町）
 - ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、町民や来訪者への普及啓発（河北町）
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（河北町、事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
 - ・路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・町内全戸配布（河北町）

2. 運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の河北町相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度 R7 年度末）

RESAS の移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

- ・ 河北町目標値（目標年度 R7 年度末）

県外 869 人、県内 2,451 人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の河北町相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度 R7 年度末）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

- ・ 河北町の目標値（目標年度 R7 年度末）

0.77 回／人（直近年度の実績 13,230 人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 4 の河北町相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度 R7 年度末）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー：1 億円（直近年度の実績 3,000 千円円）

- ・ 河北町目標値（目標年度 R7 年度末）

路線バス：8,000 千円（直近年度の実績 8,066 千円）

コミュニティバス：19,800 千円（直近年度の実績 19,820 千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

東根線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：8,700 人以上

（直近年度の実績 8,669 人）

東根線の収支率：9.47%以上（直近年度の実績 9.35%）

東根線への河北町負担額 7,538 千円（直近年度の実績 7,638 千円）

○事業の効果

- ・ 上記路線を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RESAS の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、河北町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るバス路線について、その運行に係る費用総額 27,481 千円のうち、河北町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、東根線への上記河北町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する河北町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会） <令和3年度> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年6月28日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論 ・ 令和3年8月25日（第2回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論 ・ 令和4年1月31日（第3回）：令和3年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論 ・ 令和4年3月24日（第4回）：令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について <令和4年度> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会） <令和3年度> 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山） <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年11月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更 ・ 令和4年a1月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 4 年 a2 月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業 詳細の変更 ・ 令和 4 年 a3 月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業 詳細の変更 <p>○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 3 年 4 月 20 日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答
10. 利用者等の意見の反映状況
<p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により河北町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p> <p>本町では、地域住民の代表にて構成される会議等で、利用者の意見を運行計画に反映している。</p>
11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を作成し添付
12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
(2) 交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】(住 所) 河北町谷地戊 8 1 番地(所 属) まちづくり推進課(氏 名) 後藤 洋介(電 話) 0 2 3 7 - 7 3 - 2 1 1 6(e-mail) kankyo@town.kahoku.yamagata.jpkankyo@town.yamagata-kahoku.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
河北町	株式会社葉山タクシー	(1) 東根線	河北町役場	さくらんぼ東根駅	河北町役場	往 12.8 km 復 12.8 km	364日	1833回			路線定期運行	①	べに花温泉で補助対 象地域間幹線系統寒 河江河北線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
河北町	株式会社葉山タクシー	(1) 東根線	河北町役場	さくらんぼ東根駅	河北町役場	往 12.8 km 復 12.8 km	365日	1833回			路線定期運行	①	べに花温泉で補助対 象地域間幹線系統寒 河江河北線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
河北町	株式会社葉山タクシー	(1) 東根線	河北町役場	さくらんぼ東根駅	河北町役場	往 12.8 km 復 12.8 km	364日	1833回			路線定期運行	①	べに花温泉で補助対 象地域間幹線系統寒 河江河北線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

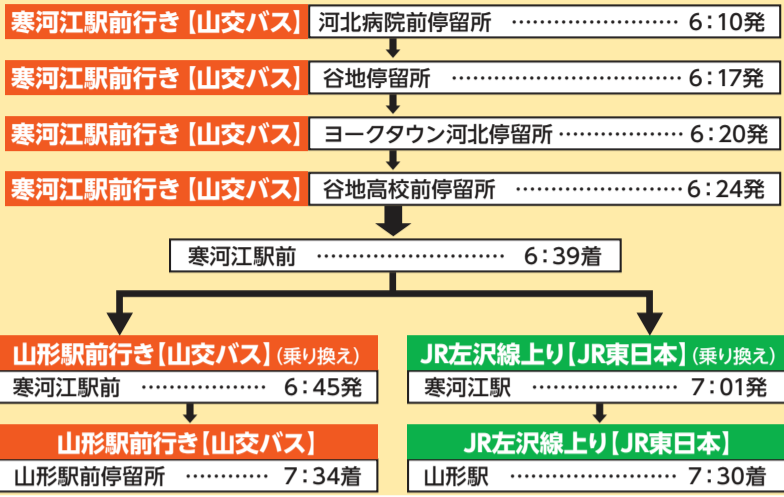
(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

他市町路線バス及び山交バス時刻表

(令和4年4月1日改正)

《平日朝の寒河江・山形方面へのアクセスには山交バスをご利用ください。》
乗換え方法の例は次の通りです。



山交バス(平日便)			
河北病院・寒河江駅前→山形駅前			
主な停留所	①	②	③(特)
河北病院	5:25	6:10	-
サンコーポラス河北前	5:27	6:12	-
ひなの湯産直センター前	5:28	6:13	6:48
谷地	5:32	6:17	6:52
ヨークタウン河北	5:35	6:20	6:55
サハトベに花	5:37	6:22	6:57
谷地高校前	5:39	6:24	6:59
河北病院西口	5:41	6:26	7:01
畑中	5:43	6:28	7:03
総合支庁前	5:48	6:33	7:08
寒河江市役所前	5:50	6:35	7:10
寒河江駅前(着)	5:54	6:39	7:17
	(乗換)	(乗換)	
寒河江駅前(発)	6:00	6:45	7:17
山形駅前	6:41	7:34	7:55

(特)：特急山形駅前発(山形自動車道経由)
※詳しくは、山交バスホームページをご覧ください。

東根市市民バス		
運休日:土日祝日・12月31日~1月3日		
河北線		
停留所名	1便	2便
さくらんぼ東根駅	7:07	16:35
野田中央	7:11	16:39
野田	7:12	16:40
三ツ屋	7:14	16:42
羽入	7:16	16:44
藤助新田東	7:18	16:46
藤助新田中	7:19	16:47
藤助新田口	↓	↓
サンコーポラス河北前	7:25	16:53
県立河北病院	7:27	16:55
河北中学校	7:30	16:56
どんがホール前	7:32	16:58
南部小学校前	7:34	17:00
べにばな温泉前	7:35	17:01
藤助新田口	7:40	17:06
藤助新田中	7:41	17:07
藤助新田東	7:42	17:08
羽入	7:44	17:10
三ツ屋	7:45	17:12
野田	7:47	17:14
野田中央	7:48	17:15
郡山東	7:50	↓
まなびあテラス	7:59	↓
一本木中央	8:01	↓
さくらんぼ東根駅	8:02	17:21

※朝の1便目が通学に便利な時間帯になっております。

村山市市営バス					
運休日:土日祝日・12月29日~1月3日					
富並~河北病院線					
停留所名	1便	2便	停留所名	3便	4便
大高根保育園	-	9:00	河北町どんがホール	13:10	16:50
富並小学校前	-	9:01	河北中学校	13:11	16:51
富並	-	9:02	河北病院	13:12	16:52
深沢	7:35	9:05	谷地高校前	13:15	16:55
長島	7:38	9:08	サハトベに花	13:17	16:57
宮下口	7:39	9:09	羽根田医院前	13:23	17:03
白鳥	7:40	9:10	稲下	13:25	17:05
土海在家	7:42	9:12	戸沢小学校	13:26	17:06
戸沢小学校	7:44	9:14	土海在家	13:28	17:08
稲下	7:45	9:15	白鳥	13:30	17:10
羽根田医院前	7:47	9:17	宮下口	13:31	17:11
サハトベに花	7:53	9:23	長島	13:32	17:12
谷地高校前	7:55	9:25	深沢	13:35	17:15
河北病院	7:58	9:28	富並	13:38	17:18
河北中学校	7:59	9:29	富並小学校前	13:39	17:19
河北町どんがホール	8:00	9:30	大高根保育園	13:40	17:20

西川町営路線バス	
運休日:土日祝日・8月13日~8月16日	
道の駅にしかわ・寒河江駅前	
停留所	時刻
道の駅にしかわ	7:30
網取不動尊	7:32
上間沢	7:33
間沢	7:35
交流センター前	7:36
太郎	7:37
町立病院前	7:38
西川町役場前	7:39
海味	7:41
陸合	7:42
北梅沢	7:43
石田	7:44
熊野	7:45
宮内	7:46
上野口	7:47
上野	7:48
三津家	7:49
福祉センター前	7:50
禁入口	7:51
白岩八幡神社前	7:51
白岩	7:52
白岩新町	7:52
陵西中学校前	7:53

運休日:土日祝日・8月13日~8月16日	
羽前高松駅・県立河北病院線	
停留所	時刻
羽前高松駅	7:55
高松駅前角	7:56
高松口	7:57
道生口	7:58
醒	7:59
一里塚	8:00
天満口	8:01
両所口	8:02
根際口	8:02
白山堂	8:03
松橋	8:05
県立谷地高校前	8:05
若葉町	8:06
県立河北病院	8:08

羽前高松駅での乗り換えは不要です。

他市町村路線バス及び山交バスに関する詳細に関しては各問い合わせ先へご確認ください。

- 問い合わせ先**
- <河北町営路線バス> まちづくり推進課生活環境係 **電話:0237-73-2111**
 - <東根市市民バス> 東根市生活環境課市民生活係 **電話:0237-42-1111**
 - <村山市市営バス> 村山市市民環境課生活環境係 **電話:0237-55-2111**
 - <西川町営路線バス> 西川町町民税務課町民生活係 **電話:0237-74-4118**
 - <山交バス> 山交バス寒河江営業所 **電話:0237-86-2181**

バス運行経路図

- 停留場所
- 停留場所(4/1~11/30)
- 東部線
- 西部線
- 北部線
- 南部線
- 東根線

全体経路図

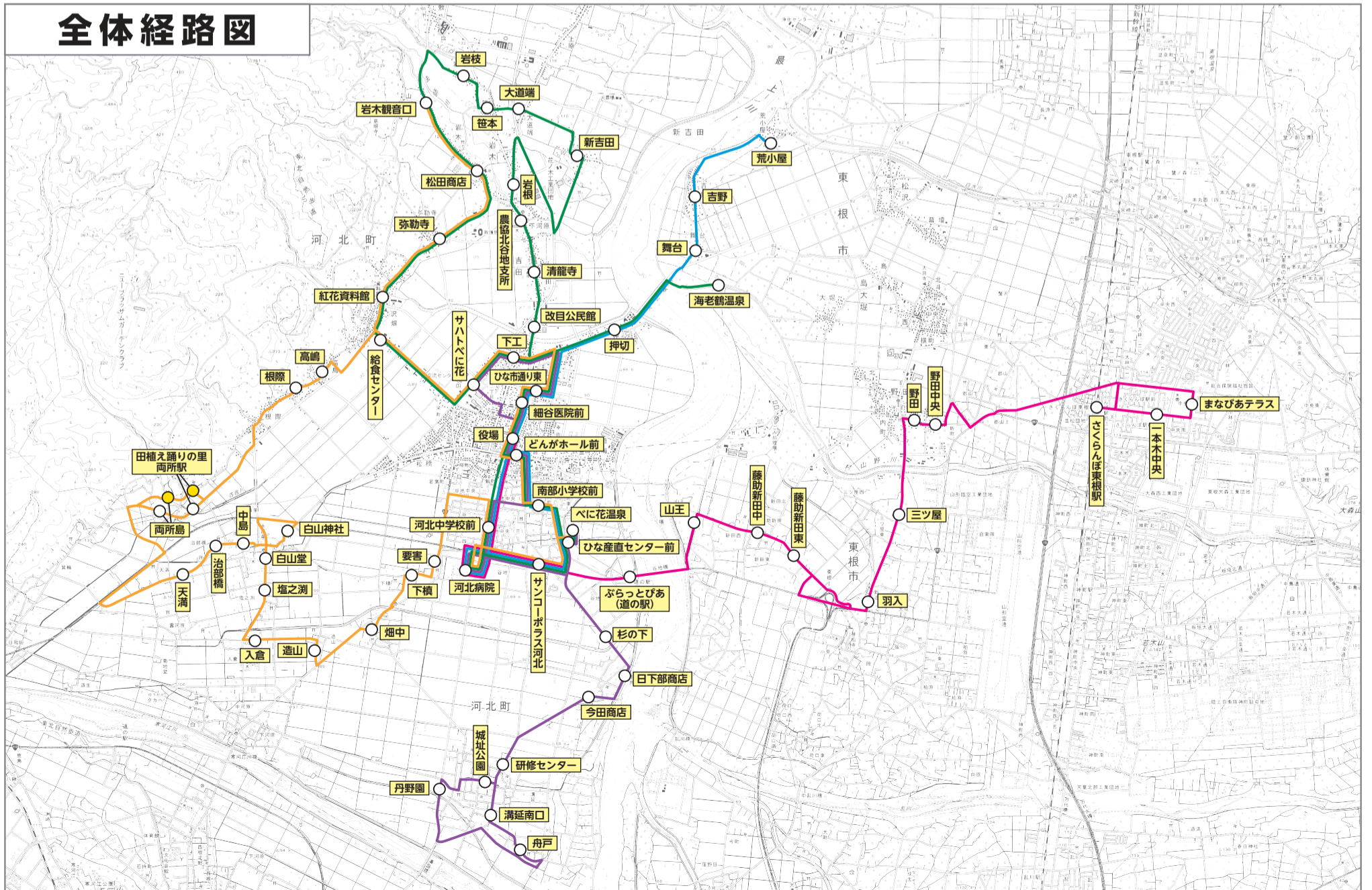


表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	河北町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	11,454
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(1)記載要領

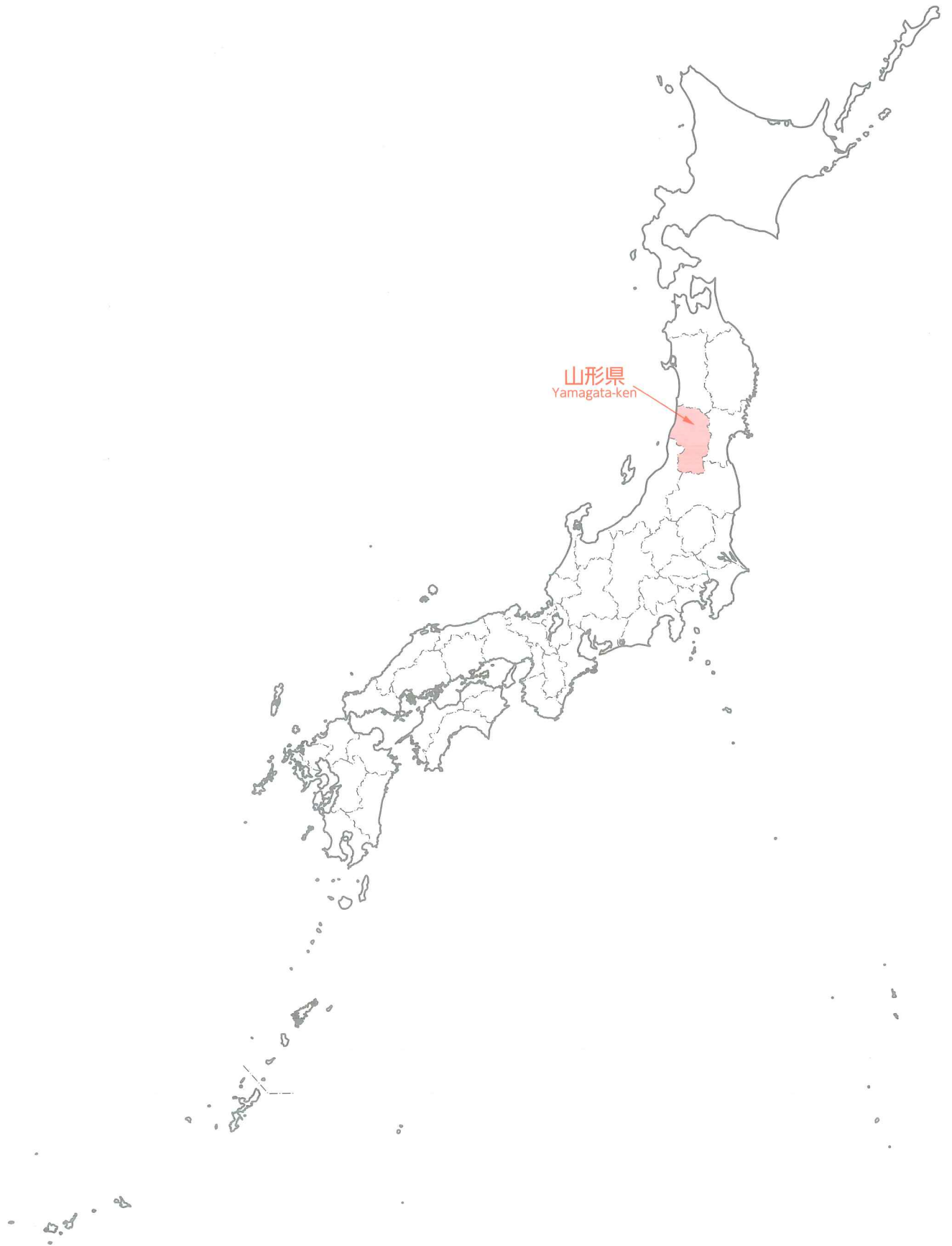
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

市町村境界図及び人口集中地区境界図

Boundary Maps of *Shi, Machi, Mura*
and Densely Inhabited Districts



人口集中地区境界図

Boundary Maps of Densely Inhabited Districts

凡 例 Legend



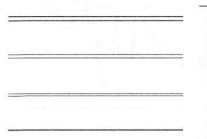
当該市区町村に属する人口集中地区の境界線

Boundary line of the DID contained in shi, ku, machi or mura concerned.



当該市区町村に属さない人口集中地区の境界線

Boundary line of the DID not contained in shi, ku, machi or mura concerned.



道 路

Road



小 径

Path



J R 線

JR railway line

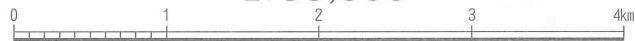


私鉄線又は特殊線

Other railway line

縮 尺 Scale

1:50,000

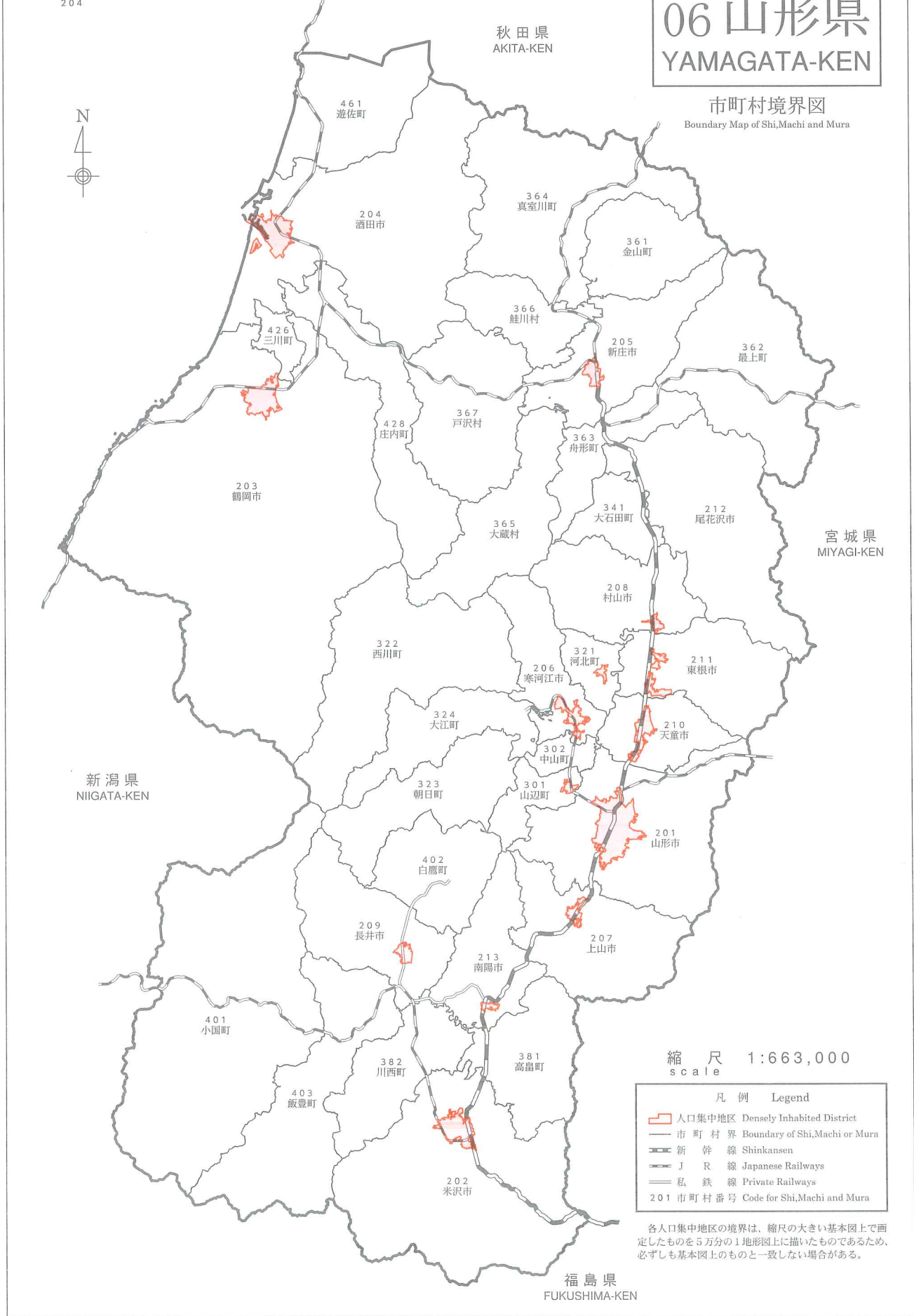


この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。
(承認番号 平27情使、第49-GISMAP36191号)



06 山形県 YAMAGATA-KEN

市町村境界図
Boundary Map of Shi, Machi and Mura



縮尺 1:663,000
scale

- 凡例 Legend
- 人口集中地区 Densely Inhabited District
 - 市町村界 Boundary of Shi, Machi or Mura
 - 新幹線 Shinkansen
 - J R 線 Japanese Railways
 - 私鉄線 Private Railways
 - 201 市町村番号 Code for Shi, Machi and Mura

各人口集中地区の境界は、縮尺の大きい基本図上で画定したものを5万分の1地形図上に描いたものであるため、必ずしも基本図上のものと一致しない場合がある。

321 西村山郡河北町 Nishimurayama-gun Kahoku-cho

